

寺本昌広著『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』

能見善久

本書は、信託法改正の際に法務省の担当参事官の地位にあった者による新信託法の逐条解説である。著者は、法制審議会における「信託法改正要綱案」をとりまとめ、その後の法案決定・国会審議を通じて、新信託法の立法過程の最も近くにいたのであり、その解説は単なる新信託法の一解釈の叙述にとどまるものではなく、立法資料的な意味を有するものである。著者の私見にわたるところはあるにせよ、全体的には法制審議会で行われた議論を踏まえた解説であり、信託法を起草課程における議論にまで遡って理解したいと考える研究者・実務家にとっては、まずは手にとるべき基本書である。また、叙述も丁寧であり、議論があった重要な条文については、信託法部会における「中間試案」や「信託法改正試案」などを紹介しながら、どのようにして最終的な「信託法改正要綱」になったかを紹介している。

このように有意義な書物であることを前提とした上で、幾つかの問題について批評することにしよう。

第1は、立法担当官による新法の解説ということについてである。本書に限らず、立法担当官が新法の解説を書くことが最近増えている。このような書物には意義と問題点がある。

その意義は、なんと言っても、その法律の立法課程に最も精通している者による解説ということで、情報としての正確度が高いことである。すべての立法担当官による解説が情報として正確なわけではないが、少なくとも本書に関しては、全般的には法制審議会などの議論や意見分布についての紹介なども適切である。また、立法担当官は国会における議論においても法案提出した政府の見解をとりまとめ、また、内閣法制局

との対応にも居合わせているので、一般の研究者や実務家にはない情報を有している。このうち内閣法制局との間のやりとりは、法案に至るまでの間に結構重要な影響を与えるものであるが、一般にはその情報が公開されておらず、いわば立法過程の「ブラック・ボックス」になっている。これを知らなければ法律の適切な解説ができないというものではないが、知っている者による解説によって、なぜこのような条文の体裁になったのか、といった点がわかる場合もある（但し、一般には、立法担当者の解説の中でそのようなことに触れられることはないであろう）。このように多くの情報に接し、これを正確に掌握している立法担当官による解説が一般に重視されるのは当然であろう。

以上のような意義がある反面、立法担当者の解説が持つ問題点にも注意する必要がある。すなわち、法律の解釈が争いになった場合に、立法担当官の解説は有力な解釈指針になるのは当然であるが、それが唯一の解釈となるのではなく、また絶対的に優位な解釈となるわけでもないことである。この問題は、法律解釈の方法論に繋がるものであるが、われわれにとっては、立法担当者がどう理解していたかは、それはそれとして法律解釈の際の1つの資料になるが、それが合理的でない場合もあり、法律の解釈は立法担当者の見解とは異なるものが裁判所によって採用されることもありうるのである。民法の解釈が全て民法制定当時の法典調査会の議論や梅謙次郎の見解によって決まるのではないのと同様である。

第2に、以上の点とも関連するが、立法担当者の解説は一定の権威を持つが故に、法制審議会や国会における審議の客観的な議論の集約と私的な見解の境界線がはっきり区別されていることが重要である。本書においてそのような不明瞭部分が随所にあるというわけではない。むしろ著者は私的な見解は抑制的に書いている。しかし、たとえば、受益者の受益債権と受託者の固有財産からの受益者への貸付債権の間の相殺が問題となる場面で、受益者からの相殺は22条3項によって禁止されているが、受託者からの相殺ができるかどうかは規定されておらず、受託者の忠実義務違反・利益相反にならないかどうかによって判断されるという

のが信託法の立場であり、著者もその立場にたっているが、その上で、著者は、受託者からの相殺は、信託財産の債務を受託者の財産（債権）で消滅させるのであるから受託者が承認すれば自由にでき、このような相殺によって受益者の債務も消滅するのであるから、受益者にとっては不利益はない、という見解を示している。これは日本におけるおそらく多数説であるが（アメリカの信託法学説では、受託者が受益者への支払いを拒んだ上で相殺によって受託者の貸付債権を消滅させることは、受益者の利益を優先させるという忠実義務の考え方に反するとする見解が有力である）、この点が法制審議会や国会で十分議論されたわけではなく、忠実義務に反しないという立場は、著者の個人的見解である。しかし、そのことが明確にされていないと、読者はそれが法制審議会や国会で議論され採用された立場であると誤解する可能性がある。立法担当官が書くものにおいては、私的な見解の部分を明らかにする必要が一般の研究者・実務家の場合以上に要求されるのである。

第3に、著者が法制審議会における議論の状況を紹介する点は、本書の長所であるが、議論の状況を正確に伝えることは結構むずかしい。著者は、何度か、議論の対立があったが、最終的に「合意」に至ったということを述べるところがあるが、これはかなり注意を要する部分である。たとえば、「受託者が信託事務処理をすることについてした不法行為によって生じた権利」に基づいて債権者が信託財産にかかっているという立場を採用した信託法21条1項8号の問題に関しては、確かに、採決を取るところまで至らなかったという意味では「合意」があったのであるが、不法行為債権者が信託財産にかかっていることについては、受益者の利益を害するという理由で有力な反対があった（因みに、私自身は信託財産が責任を負うことに積極的に賛成の立場であった）。採決を取ればどのような結果になったかわからないところであった。しかし、これらの反対意見は、採決を取るべきだというほど強い反対をせず、結局、原案に同調したのであるが、こうした緊張関係が単に「全員合意した」という説明をされると伝わって来ない。幾つかの条文において、このような強い対立の上にバランスを保っているものがあったこ

とは、注意すべきであろう。

最後に、これは本書に対する批評というよりは、できあがった信託法の条文についての批評かもしれないが、信託法の解説ということにも関係するので、ここで述べておくことにしたい。それは、信託法の解説は、決して条文の解説だけでは完結せず、信託法の条文が前提とする「信託の一般理論」があってはじめて信託法をよく理解できるようになるということである。1つだけ例を挙げよう。

それは、信託において受託者が権限内の対外的行為をした結果生じた債権者が受託者のどのような財産を引当財産としてあてにできるかという問題である。これは、信託法に精通している者にとっては何でもないことであるが、はじめて信託法を学ぶ学生などにとっては意外と分かりにくい。信託法の授業において、条文と解説だけを読んだ学生の約半数が信託債権者は信託財産にだけかかっている、受託者の固有財産にはかかっている、あるいは受託者の固有財産にはかかっているべきではないと答えたのである。私にとっては、実に意外な答えだったのであるが、あらためて21条の条文をみると、1項では信託財産にかかっている債権者が列挙されており、2項では信託財産だけにかかっている債権者が列挙されている。そこで、1項と2項の対比から、1項の信託財産責任負担債務にかかる債権を有する債権者は信託財産だけでなく受託者の固有財産にもかかっていると読むのが素直な条文の読み方に思えるが、21条1項はそのことを明確には書いていない。それどころか、1項2号の「信託財産について信託前の原因によって生じた権利」のように（信託設定前に委託者のもとで信託財産に設定された抵当権その他の物権がその典型例とされている）、1項にあげられていても受託者の固有財産にかかっている場合が含まれているので、1項と2項の対比からは当然には1項の場合には信託債権者は受託者の固有財産にもかかっているということは導けないことになる。この問題は、信託法が前提としている「信託の一般理論」によって解決することになる。すなわち、「信託の一般理論」によれば、日本の信託では、受託者にだけ法人格があり、信託財産には法人格がないことから、信託のために受託者

文 献 紹 介

が取引をすると、相手方は受託者に対する権利を取得するだけでなく、受託者の個人財産にかかっていけるのが原則である。これを前提として21条を理解すれば、その意味を正確に理解できるが、この一般理論を知らないと21条が正確に理解できないというわけである。あらためて、信託の一般理論の持つ重要性がわかる。しかし、信託の一般理論をすべて信託法の条文の中に書くのは適当でないし、できるものでもない。それゆえ、信託法の解説を書く際にも、必然的に信託の一般理論を前提にしつつ、あるいはそれに言及しつつ書かざるをえない。信託の一般理論についての争いがなければ問題は少ないが、そのレベルでの争いがあると、信託法の逐条解説といえども信託法の一般理論にコミットせざるをえなくなる。そのような問題の1つに受益権の性質がある。著者は、はっきりと「債権説」を採用したと述べるが、そのようなことが法制審議会で確認されたわけではない。確かに、債権説の立場から説明しやすい条文があることは確かであるが、それが唯一の信託理論なのか、私としては異議なしとしない。

(学習院大学法務研究科教授)

〔寺本昌広著『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕商事法務、2008年、A 5判、484頁、定価4,200円(税込)〕

